

福祉生活支援預金 ふれ愛エース預金

(2021年4月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>福祉生活支援預金 ふれ愛エース預金</p> <p>各種年金・手当（「2. ご利用いただける方」参照）の受取口座を当金庫に指定していただいている方専用のエース預金〔エンドレス型（ワイド型）〕です。</p> <p>お預け入れ（または「まとめ日」）時点におけるエース預金〔エンドレス型（ワイド型）〕の店頭表示金利に、「上乗せ金利」を加えた金利を適用します。</p>								
2. ご利用いただける方	<p>以下①②の両方に該当する個人のお客さま</p> <p>① 遺族年金もしくは障害年金受給の方、または以下の手帳をお持ちの方 【身障者手帳1～3級・療育手帳（愛の手帳等）・精神障害者保健福祉手帳】</p> <p>② 上記年金・各種手当を当金庫でお受取りの方</p> <p>* 年金や各種手当が無支給の場合は、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>								
3. 預金種類	エース預金〔エンドレス型（ワイド型）〕								
4. 期間	積立期間の定めはありません。								
5. お預け入れ方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 1158 542 1346">(1) お預け入れ方法</td> <td data-bbox="542 1158 1436 1346"> <p>指定日に、口座名義人の普通預金口座からエース預金口座へ自動振替してお預け入れいただきます。</p> <p>* 窓口およびATMで臨時入金（指定日付以外でのお預け入れ）が可能です。臨時入金のみのお取り扱いは致しません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1346 542 1534">(2) お預け入れ金額</td> <td data-bbox="542 1346 1436 1534"> <p>500万円以内</p> <p>* お預け入れ総額はおひとりさま500万円以内とします。</p> <p>* 自動継続で発生した利息が元加されたことにより、お預け入れ金額を超過する場合は除きます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1534 542 1585">(3) お積立金額</td> <td data-bbox="542 1534 1436 1585">1,000円以上（1,000円単位）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1585 542 1637">(4) お預け入れ単位</td> <td data-bbox="542 1585 1436 1637">1円単位</td> </tr> </table>	(1) お預け入れ方法	<p>指定日に、口座名義人の普通預金口座からエース預金口座へ自動振替してお預け入れいただきます。</p> <p>* 窓口およびATMで臨時入金（指定日付以外でのお預け入れ）が可能です。臨時入金のみのお取り扱いは致しません。</p>	(2) お預け入れ金額	<p>500万円以内</p> <p>* お預け入れ総額はおひとりさま500万円以内とします。</p> <p>* 自動継続で発生した利息が元加されたことにより、お預け入れ金額を超過する場合は除きます。</p>	(3) お積立金額	1,000円以上（1,000円単位）	(4) お預け入れ単位	1円単位
(1) お預け入れ方法	<p>指定日に、口座名義人の普通預金口座からエース預金口座へ自動振替してお預け入れいただきます。</p> <p>* 窓口およびATMで臨時入金（指定日付以外でのお預け入れ）が可能です。臨時入金のみのお取り扱いは致しません。</p>								
(2) お預け入れ金額	<p>500万円以内</p> <p>* お預け入れ総額はおひとりさま500万円以内とします。</p> <p>* 自動継続で発生した利息が元加されたことにより、お預け入れ金額を超過する場合は除きます。</p>								
(3) お積立金額	1,000円以上（1,000円単位）								
(4) お預け入れ単位	1円単位								
6. 払い戻し方法	積み立てを継続しながら積立金の全部または一部払い戻しができます。								
7. 利息									

<p>(1) 預入商品・適用金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各預入時に、ワイド定期でお預かりし、エース預金〔エンドレス型（ワイド型）〕の店頭表示利率＋年0.05%を適用します。 ・契約日から1年ごとの応当日を「まとめ日」とします。 ・ワイド定期は、お預け入れ日から3年後応当日を最長預入期限、お預け入れ日から2年を超えて3年以下の間にある「まとめ日」を満期日とします。 ・「まとめ日」において、満期日の到来した預入をワイド定期にとりまとめて継続し、「2. ご利用いただける方」の条件を満たしている場合は、当該「まとめ日」におけるエース預金〔エンドレス型（ワイド型）〕の店頭表示利率＋年0.05%を適用します。 <p>* 「上乗せ金利」は、金利情勢により変更・中止する場合があります。</p>
<p>(2) 利払い方法</p>	<p>満期日が同一のワイド定期ごとに、満期日以後に一括してお支払いいたします。</p>
<p>(3) 計算方法</p>	<p>ワイド定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で1年ごとの複利）の計算方法を適用します。</p>
<p>8. 税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 * マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は、非課税となります。
<p>9. 手数料</p>	<p>—————</p>
<p>10. 付加できる特約条項</p>	
<p>(1) 当座貸越</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうち、いずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には、定期預金利率の低い方から適用されます。

<p>11. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い</p>	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算します。</p> <p>【ワイド定期（1年複利計算）】</p> <table border="1" data-bbox="584 389 1428 736"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上」利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>「2年以上」利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>「2年以上」利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>「2年以上」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>「2年以上」利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	「2年以上」利率×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上」利率×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上」利率×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上」利率×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上」利率×90%
中途解約日までの期間	中途解約利率														
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率														
6か月以上1年未満	「2年以上」利率×40%														
1年以上1年6か月未満	「2年以上」利率×50%														
1年6か月以上2年未満	「2年以上」利率×60%														
2年以上2年6か月未満	「2年以上」利率×70%														
2年6か月以上3年未満	「2年以上」利率×90%														
<p>12. 預金保険制度</p>	<p>この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>														
<p>13. 金利情報の入手方法</p>	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>														
<p>14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】 フリーダイヤル：0120-226616 （受付時間 平日 午前9時～午後6時）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>														
<p>15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問</p>														

	<p>題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</p> <p>フリーダイヤル：0120-177288</p> <p>（受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p>
<p>16. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。 ・ろうきんダイレクト（インターネットバンキング、テレフォンバンキング）での、お預け入れ、払い戻しはできません。 ・ATMでの払い戻しはできません。 ・希望されるお客さまには、㈱チケットラベルセンターとの業務提携により「お体が不自由な方を対象とするツアー・各種旅行情報等」をご案内します。

東海労働金庫